

議案第20号

つくば市戸籍法、住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係手数料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市戸籍法、住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係手数料条例の一部を改正する条例

(つくば市戸籍法、住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係手数料条例の一部改正)

第1条 つくば市戸籍法、住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係手数料条例（平成12年つくば市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第4項第4号中「（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったことによる同条第1項の求めがあった場合に限る。）」を削り、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 番号法第17条第7項の規定に基づき有効期間が満了した個人番号カードを

返納した者に対する新たな個人番号カードの交付

別表中13の項を16の項とし、6の項から12の項までを3項ずつ繰り下げ、5の項を7の項とし、同項の次に次のように加える。

8	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項 又は第5項において準用する同法第12条の3第8項 の規定による除票記載事項証明書の交付	1件につき200円
---	--	-----------

別表中4の項を6の項とし、3の項を4の項とし、同項の次に次のように加える。

5	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4 項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	1件につき200円
---	---	-----------

別表2の項の次に次のように加える。

3	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項 又は第5項において準用する同法第12条の3第8項 の規定による除票の写しの交付	1件につき200円
---	--	-----------

第2条 つくば市戸籍法、住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係手数料条例の一部を次のように改正する。

附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とする。

別表中15の項を削り、同表16の項を同表15の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、この条例の公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

つくば市戸籍法、住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係手数料条例

(平成12年つくば市条例第44号) 新旧対照表 (第1条関係)

改正後	改正前																														
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1—3 (略)</p> <p>4 当分の間、個人番号カードの最初の交付及び次に掲げる交付に係る手数料については、第2条の規定にかかわらず、徴収しない。</p> <p><u>(1) 番号法第17条第7項の規定に基づき有効期間が満了した個人番号カードを返納した者に対する新たな個人番号カードの交付</u></p> <p><u>(2)―(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 番号法省令第29条第2項の規定に基づく個人番号カードの交付</u></p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1—3 (略)</p> <p>4 当分の間、個人番号カードの最初の交付及び次に掲げる交付に係る手数料については、第2条の規定にかかわらず、徴収しない。</p> <p><u>(1)―(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 番号法省令第29条第2項の規定に基づく個人番号カードの交付(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったことによる同条第1項の求めがあった場合に限る。)</u></p>																														
<p>別表 (第2条関係)</p>	<p>別表 (第2条関係)</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>事務</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する同法第12条の3第8項の規定による除票の写しの交付</u></td> <td>1件につき200円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項</u></td> <td>1件につき200円</td> </tr> </tbody> </table>	項	事務	金額	1	(略)	(略)	2	(略)	(略)	3	<u>住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する同法第12条の3第8項の規定による除票の写しの交付</u>	1件につき200円	4	(略)	(略)	5	<u>住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項</u>	1件につき200円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>事務</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項	事務	金額	1	(略)	(略)	2	(略)	(略)	3	(略)	(略)
項	事務	金額																													
1	(略)	(略)																													
2	(略)	(略)																													
3	<u>住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する同法第12条の3第8項の規定による除票の写しの交付</u>	1件につき200円																													
4	(略)	(略)																													
5	<u>住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項</u>	1件につき200円																													
項	事務	金額																													
1	(略)	(略)																													
2	(略)	(略)																													
3	(略)	(略)																													

	<u>の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付</u>			
<u>6</u>	(略)	(略)	<u>4</u>	(略)
<u>7</u>	(略)	(略)	<u>5</u>	(略)
<u>8</u>	<u>住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する同法第12条の3第8項の規定による除票記載事項証明書の交付</u>	<u>1件につき200円</u>		
<u>9—16</u>	(略)	(略)	<u>6—13</u>	(略)

つくば市戸籍法、住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係手数料条例
 (平成12年つくば市条例第44号) 新旧対照表 (第2条関係)

改正後	改正前
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 当分の間、次に掲げる通知カードの再交付に係る手数料については、第2条の規定にかかわらず、徴収しない。</u></p> <p>(1) <u>通知カード又は個人番号カードの交付を受けている者から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号。以下「番号法省令」という。)第11条第1項の規定に基づき求められた通知カード又は個人番号カードの再交付(同項第2号又は第8号に該当して求められた再交付に限る。)</u></p> <p>(2) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号。以下「番号法施行令」という。)第5条第3項第1号に該当して同項の規定により通知カードを返納した者から番号法省令第11条第1項の規定に基づき求められた通知カードの再交付(同項第4号に該当して求められた再交付に限る。)</u></p> <p>(3) <u>番号法施行令第14条第7号に該当して番号法施行令第15条第2項の規定により個人番号カードを返納した者から番号法省令第11条第1項の規定に基づき求められた通知カードの再交付(同項第5号に該当して求められた再交付に限る。)</u></p> <p>(4) <u>番号法施行令第14条第1号に該当して番号法施行令第15条第3項の規定により個人番号カードを返納した者から番号法省令第11条第1項の規定に基づき求められた通知カードの再交付(同項第6号に該当して求められた再交付に限る。)</u></p>

3 (略)

別表 (第2条関係)

項	事務	金額
1—13	(略)	(略)
14	(略)	(略)
<u>15</u>	(略)	(略)

る。)

4 (略)

別表 (第2条関係)

項	事務	金額
1—13	(略)	(略)
14	(略)	(略)
<u>15</u>	<u>番号法省令第11条第1項の規定に基づき求められた</u> <u>通知カードの再交付</u>	<u>1枚につき500円</u>
<u>16</u>	(略)	(略)